

いじめ防止等のための学校基本方針（令和6年4月改定）

丹波市立和田小学校

1 いじめの防止等の対策の基本的な考え方

（1）いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校の当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（法第2条）

（2）具体的ないじめの態様

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

（3）いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危機が生じる。
- ⑥ いじめは、その様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

平成29年8月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より

2 学校の取組方針及びその内容

（1）いじめの防止等の対策のための組織について

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等を組織的・実効的に行うために、その中核となる常設の組織としていじめ対応チームを設置する。

① いじめ対応チームの役割

- ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割（別添①）
- イ) いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割
- ウ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ) いじめの疑いに関する情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、アンケート調査等で事実関係の把握といじめであるかを判断する役割
- オ) いじめに対しての指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者や関係機関、専門機関との連

携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

カ) 本方針に基づきいじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

キ) 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し（PDCA サイクルの実行を含む）をする役割

② いじめ対応チームの構成

ア) 校長、教頭、生活指導担当、養護教諭、特別支援教育担当、児童生徒支援教員、関係教諭

イ) 個々のケースに応じて組織的対応の中核として機能するよう柔軟な組織とする。

ウ) 重大事態の調査のために学校がその調査を行う場合には、この組織を母体としつつ適切な専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）を加えるなどして対応する。

（２）いじめの未然防止のために

「いじめを生まない土壌づくり」がいじめの未然防止の基本である。そのために次の取組を粘り強く進める。

① 「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。

（教職員の共通理解、児童への日常的な働きかけ、未然防止の取組状況の点検と改善等）

② 子どもたち一人一人の様子や学級の状況を的確に把握する。

（教職員の研修や日常の気づき、定期的な実態調査、定期的な教育相談等）

③ 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりに努める。

（子どもたちとの信頼関係の構築、教職員の協働体制、自己肯定感・自己有用感の醸成、子どもたちの自発的・自治的活動の支援等）

④ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

（授業についていけない焦りや劣等感からくるストレスを生じさせないために「わかる・できる・のびる」授業の実現）

⑤ 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる取組を推進する。

（人権教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の推進、人間関係を築く能力の育成、LGBT 等に関する正しい理解の促進等）

⑥ インターネット上のいじめは重大な人権侵害であり、被害者に深刻な傷を与える行為であることの理解を深める。（情報モラル教育の充実）

⑦ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

（教師の不適切な認識や言動がいじめの「観衆」や「傍観者」を作ることがあることを認識する。）

⑧ いじめの未然防止に向けて、保護者や地域への積極的な働きかけを計画的に行う。

（学校の指導方針、いじめの実態・いじめ実態調査の結果分析、いじめの問題性、家庭教育の大切さ、保護者への説明と啓発等）

（３）いじめの早期発見のために

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われ、ケンカやふざけ合いであってもカモフラージュして行われたり、見えない所で被害が発生したりする場合があることを踏まえて、いじめを早期に発見する。

① 市教育委員会が実施する定期的ないじめに係る実態調査をはじめ、学校独自のいじめ面談調査を実施したり、全児童を対象とした定期的な教育相談を実施したりする。

② 児童、保護者、教職員等がいじめに関して相談できる学校の窓口や丹波市内外の相談窓口につい

て入学時や各学年の初めの時期に広く周知する。

- ③授業の内外を問わず、児童の学校生活の様子（個人、集団）に目を配り、小さな変化も見逃さないようにする。
- ④日記、連絡帳等を通じて児童の悩みや訴えを把握したり、個人面談、家庭訪問、教育相談等々の機会を活用して保護者との連携を密にしたりし、児童やその保護者が示す危険信号を見逃さないようアンテナを高く保っておく。

（４）いじめに対する措置

- ①いじめ対応チームが中心になり、複数職員で対応する。
 - 事実関係の究明（いじめられている児童、いじめている児童、周囲の児童）
 - 迅速かつ正確に言い方を統一し、児童には情報源を明かさない。
 - 保護者との対応
 - いじめられている児童の保護者、いじめをしている児童の保護者に事実の伝達、今後の対応について説明を行い、協力を得る。
 - 記録とその共有
 - 所定の様式に記入し、全職員が情報を共有する。
 - 市教育委員会への報告
 - 所定の様式により、いじめを認知、疑いが認められるとき、市教育委員会に第1報を入れ、その経過等をその都度報告する。
 - 職員会議（必要であれば臨時の生活指導委員会・職員会）で報告し、全職員で共通理解する。
 - 再発防止、未然防止に向け全職員で「いじめ対応マニュアル（改訂版）－すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるように－」（平成29年8月兵庫県教育委員会）などを使った校内研修に取り組む。
 - 学校評価にいじめ問題に関する項目を設け、PDCAサイクルに基づき適切に評価を行う。
 - 学校基本方針やいじめに関する学校の状況について、あらゆる機会を通して家庭や地域に発信し、連携・協働を推進する。
- ②教職員がいじめを発見した場合や、いじめに関する相談を受けた場合は抱え込まず、いじめ情報をいじめ対応チームに報告し、情報を共有する義務がある。
- ③いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全確保を最優先しながら、その保護者も含め継続的な心身の支援を行う。
- ④いじめた児童には、被害者の傷ついた気持ちを認識させる等十分な反省を促し、その保護者へもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して加害者への継続的な指導や支援を行う。
- ⑤いじめの事実関係を正確に把握し、いじめの構図を明確にするとともに、いじめの対応に係る記録を残し、報告すべき内容を明確にする。
- ⑥インターネット上への不適切な書き込みが認知された場合は、市教育委員会をはじめ関係諸機関と連携し、直ちにそれを削除する措置を行う。
- ⑦児童の個人情報の取り扱い、プライバシーには細心の注意を払う。
- ⑧いじめが解消したことの判断は、謝罪して終わりではなく、相当の期間（3か月程度）加害行為がなく、その時点で被害者が心身の苦痛を感じていないことが認められることとする。その後も注意深く観察し、再発防止、未然防止のための活動に努める。
- ⑨いじめが発生・認知された場合の対応方法やその具体的内容について、流れ図に沿って対応する。

(5) 重大事態への対処のために

重大事態の発生と調査（別添②）

①重大事態の定義

ア) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間（年間 30 日以上、または、一定期間連続して欠席している場合）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ウ) 学校は「いじめの結果ではない」「重大事態とは言えない」と判断しても、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

②重大事態の報告及び判断

学校長は重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会のいじめ対応プロジェクトチームは、重大事態かどうかの判断を行い、重大事態と判断した場合は市長に報告をする。

③調査の趣旨及び調査主体

ア) 調査の趣旨

重大事態の調査は、重大事態に対処すること、及び同種の事態の発生の未然防止に資するために行う。

イ) 調査主体

○市教育委員会が調査主体になる場合、市教育委員会は、調査を行う機関として独立した丹波市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」）を組織し、専門委員会が公平・中立性を旨として調査にあたる。

○学校が調査主体になる場合、いじめ対応チームを母体とした組織が調査する。さらに、調査対象となるいじめ事案の関係者に直接の人間関係がない構成になっていることに留意する。

④事実関係を明確にするための調査の実施

ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

- 当該いじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係について十分聴き取る。
- 在籍児童や教職員にも聴き取りを行う。
- その際、いじめられた児童や情報提供した児童を守ることを最優先する。

イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

- 当該児童の保護者の要望・意見を聴いた上で、今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 在籍児童や教職員にも聴き取り調査を行う。
- 児童の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止の観点から、自殺の背景調査を実施することが必要になる。その際は、「自殺生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にして調査す

るものとする。

⑤その他の留意事項

いじめ事案として学校又は市教育委員会が調査した結果、「重大事態」と判断する場合は、当初の調査資料を再分析したり、必要に応じた新たな調査を行ったりする。学校及び市教育委員会は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。不登校事案については、さらに適応指導教室と連携して対応する。また、予断のない情報発信やプライバシーへの配慮に留意する。調査結果を市教育委員会を通じ、市長に報告する。

(6) 家庭・地域・関係機関等との連携のために

いじめ問題の克服のためには、地域や家庭との連携が不可欠である。学校関係者と地域、家庭との密接な連携が、児童の健やかな成長を促進するとともに、いじめの未然防止、早期発見、対処に大きな役割を果たすものと考えられる。このため、いじめ問題の克服に向け、あらゆる機会を通して地域や家庭との連携を促進していく。(学級懇談会、地区懇談会、PTA常任委員会等)

(7) 資料の保管

- ①いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象児童生徒が卒業するまで学校が保管する。
- ② 回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから5年間、学校が保管する。
- ③ いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わりから10年間、学校が保管する。
- ④ 保管年限が経過した資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。